社会福祉法人平戸市社会福祉協議会ボランティア協力校実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、平戸市社会福祉協議会が小・中・高等学校をボランティア協力校（以下「協力校」という）として指定し、児童・生徒に福祉教育・ボランティア学習の機会を提供することで社会福祉への理解と関心を高め、「ともに生きる力」を育み、ボランティア活動の啓発を図ることを目的とする。

（福祉協力校）

第２条　実施主体は、市内の小・中・高等学校の中から、協力校を選定する。

（協力校の指定申請）

第３条　協力校の指定を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、会長に対し毎年指定された期日までに提出するものとする。

（１）ボランティア協力校指定申請書（様式第１号）

（２）ボランティア協力校事業計画書（様式第２号）

（３）その他会長が必要と認める書類

（協力校の指定決定）

第４条　会長は、協力校の指定申請があったときは、申請に係る書類等の内容を審査し、指定を決定するものとする。

２　会長は、前項の指定を決定した場合は、当該学校長に指定通知書（様式第３号）により通知する。

（申請の取下げ）

第５条　協力校の指定を申請した者は、前条による通知を受領した場合において、当該通知に係る指定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取り下げをすることができる。

（協力校の活動及び事業）

第６条　協力校においては、福祉教育目標の達成を目指し、別表１に定めた活動を各学校の特性を生かして自主的に活動を行う。

（援助協力）

第７条　平戸市社会福祉協議会は、協力校に対して活動の促進を図るため次の援助協力を行う。

（１）学習会、研修会等の講師、助言等の斡旋、派遣

（２）協力校ボランティア体験学習

（３）関係機関との連携

（４）研究、調査等に必要な資料の提供と機材、視聴覚教材の貸し出し

（実績報告）

第８条　協力校は、実績報告を事業終了後、速やかに以下により、会長に報告を行う。

（１）平戸市社協ボランティア協力校実績報告書（様式第４号）

（２）平戸市社協ボランティア協力校事業報告書（様式第５号）

（活動費の助成）

第９条　平戸市社会福祉協議会は、協力校に対して活動に必要な活動費の助成を行う。

２　助成金の額は 30,000 円以内とし、協力校が提出したボランティア協力校事業計画書に

記載された内容の事業に必要な経費を対象とする。
３　助成は協力校一校に対し、年間で一回一事業とする。
４　助成金の交付の申請をしようとするとき及び実績を報告するときは、平戸市社協ボランティア協力校助成金収支予算（決算）書（様式第６号）を提出しなければならない。
５　助成金の交付手続きについては、社会福祉法人平戸市社会福祉協議会補助金等交付要綱に定める。
（補則）
第 10 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附　則

１．この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
２．平成 19 年度の指定申請は、第 3 条の規定にかかわらず 6 月末日までに提出するものとする。

附　則

１．この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
２．要綱第３条の規定にかかわらず、平成 21 年度は、会長に対し 5 月末までに提出するものとする。

附　則

１．この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
２．要綱第３条の規定にかかわらず、平成 22 年度は、会長に対し 6 月末日までに提出するものとする。
３．要綱第３条別表 2 について助成額の変更を行い、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

１．この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
２．要綱第３条の規定にかかわらず、令和４年度は、会長に対し 5 月 20 日までに提出するものとする。

附　則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表１（第６条関係）

協力校の活動及び事業

番号	活動及び事業の区分	事　業　内　容
1	広報・啓発活動	（１）ボランティア・福祉に関する講演会の開催
2	体験学習を目的とした実践活動	（１）車イス・アイマスク体験 （２）シニア体験（高齢者擬似体験） （３）社会福祉施設等での体験活動 （４）特別支援学校・社会福祉施設等との交流、相互協力の推進 （５）地域の社会福祉関係機関・団体、ボランティアグループ等との交流活動 （６）地域の高齢者、障害児（者）との交流 （７）体育祭、文化祭等学校行事への高齢者、障害児（者）等の招待 （８）高齢者や障害児（者）のための生活用具、幼児のための遊具の創作、製作 （９）国際理解・援助活動（古切手・使用済みテレカの収集、募金活動等）
3	社会福祉関係行事への参加活動	（１）平戸市社会福祉協議会主催のボランティア体験学習、ボランティア講座、大会への参加 （２）募金活動への協力
4	その他の事業	上記１～３に該当しないもので、目的達成のために必要な活動

別表２（第９条関係）

協力校助成額（令和６年４月１日より）

協力校助成額
３０，０００円以内